

個人情報保護制度見直しの 基本的な方向性【案】

令和2年5月

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会

1. 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に所管する体制を構築する。

＜一元적所管の具体的な意味＞

- ・ 統合後の法律の執行（監視・監督）は、個人情報保護委員会が行う。
- ・ 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属する。
- ・ 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行う。

2. その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正する。

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。

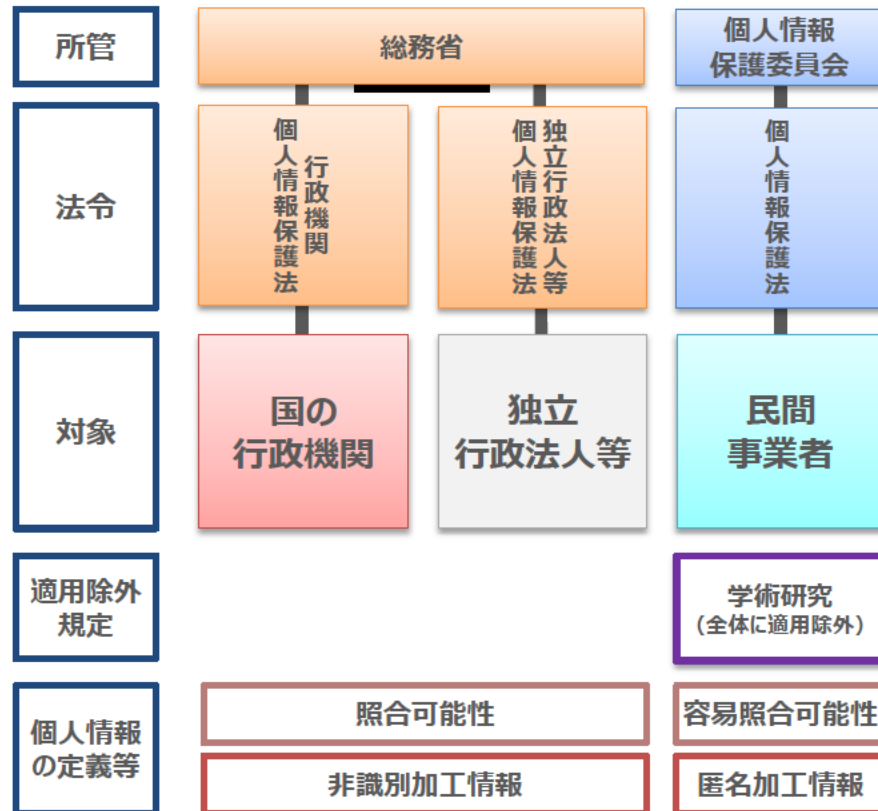
○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

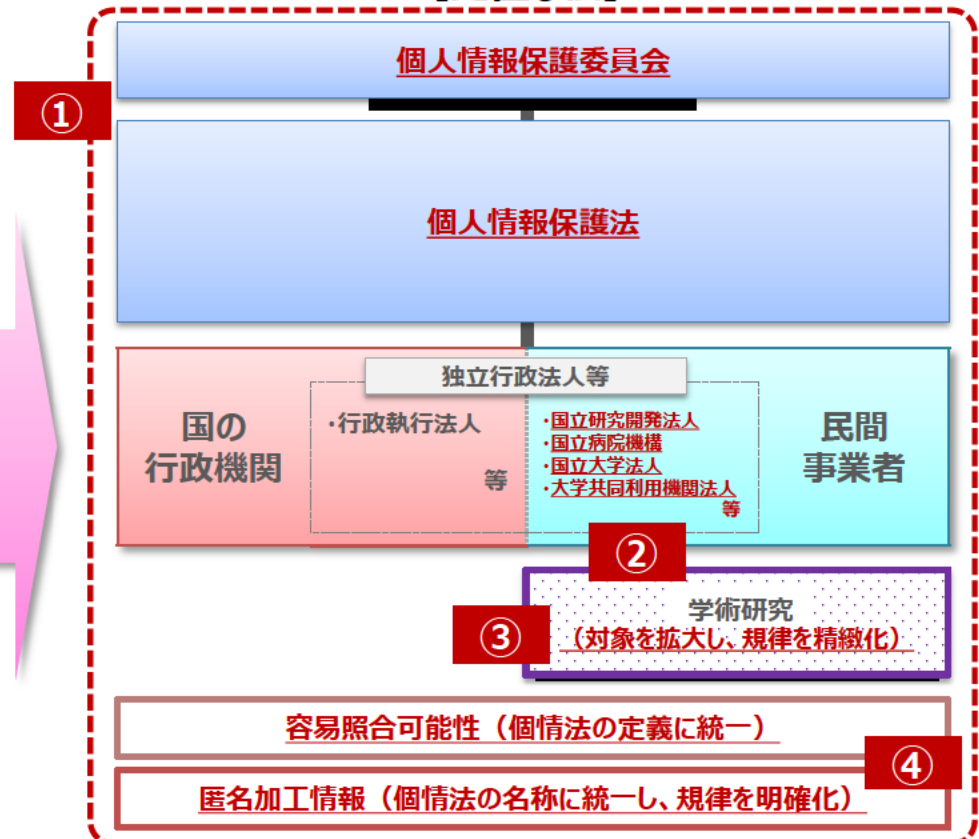
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用※。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※独法等の「民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務」について、民間と同等の個人データ流通に係る規律を適用する旨の別案もあり。

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で継続的なデータ流通が行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差異を設ける必要性の乏しいもの）には**民間事業者と同様の規律**を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ**情報公開法制を補完する側面やオープンデータ政策としての性格**を有することに鑑み、現行法と同様、**全ての独法等を行政機関に準じて扱う**。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関 ※ 2

独法等のうち、民間に類する立場で**民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行うもの等** ※ 1

（例）

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、**上記に該当しないもの**

（例）

- ・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ 1 「民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行う業務」と「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」の双方を行っている独法等があると判明した場合は、前者の業務に対してのみ民間事業者と同じ規律を適用することも含めて検討する。

※ 2 国に直属する医療機関のうち、機関の性格に照らして可能なものには、原則として民間事業者と同様の規律を適用する。

- ・ 独法等が民間事業者と異なる公共的な業務を担う存在であることを重視し、民間のカウンターパートと同等の規律を適用する領域を必要最小限の範囲に限定。
- ・ 具体的には、独等の業務を、①民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務と、②それ以外の業務に分類し、かつ、個人情報保護のための義務を、**㊦データ流通に関する義務**（例：利用目的の特定、第三者提供の制限）と④それ以外の義務（例：安全確保措置、開示等請求権）に分類した上で、**① & ㊦の領域についてのみ、民間のカウンターパートと同等の規律を適用。それ以外の領域については、引き続き行政機関並びの規律を適用。**
- ・ ① & ㊦の領域についても、**義務に違反した場合の効果（エンフォースメント）**については、**引き続き行政機関並びの規律を適用（⇒公的部門として、個人情報保護委員会の監視・監督を受ける。）**。

【行政の広義の 内部関係】

個人情報保護委員会
が法運用の統一性と法
への適合性を内部から
確保

国の行政機関

独立行政法人等

下記枠内の業務に該当しない
各種業務

（例）

- ・内部管理業務
- ・立入検査業務
- ・補助金・助成金業務

各種業務のうち、民間のカ
ウンターパートとの間で継続的
な個人データ流通を伴うもの

（例）

- ・学術研究・研究開発
- ・医療の提供

個人データの
流通に関して
同じ規律を適用

共同研究等

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵
守状況を外部から規制・監督

民間事業者

民間のカウンターパート

（例）

- ・私立大学
- ・民間研究機関
- ・民間病院

- ・ E Uから日本の学術研究機関に移転された個人データについても **G D P Rに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直し、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 学術研究目的の判断基準を明確化するため、「学術研究コミュニティの**自主指針に則った個人情報**の取扱いは**学術研究目的で行われたものと推定**する」旨の規定を置く。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

学術研究は
全て
適用除外

(=学術研究機関が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】

利用目的による制限



学術研究は例外

(=学術研究機関が
学術研究目的で
個人情報を取り扱う場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限



学術研究は例外

第三者提供の制限



学術研究は例外^{※1}

- ①提供先が学術研究機関
- ②提供元が学術研究機関
かつ提供先と共同研究

安全管理措置等



学術研究も適用

保有個人データの開示等



学術研究も適用^{※2}

個人情報保護委員会が監督

※1 学術研究機関：大学（私立大学、国立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 国立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

＜対応の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. **定義変更に伴う影響を最小化**する観点から、一元化後の定義は、**現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. その際、**公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避**するため、一元化の機会に、**政府の解釈として、以下の内容を精査し、明確化**する。

行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、**全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能**であり、**照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されておらず、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。**

4. また、行政機関等に対する開示請求権に係る規定が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有すること等を踏まえ、**開示請求権等の一部の規律については、規律の対象となる情報の範囲が変わらないこと（＝「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」こと）を条文上明記**する。

<現行法の整理>

- ◆「匿名加工情報」（個人情報保護法）：非個人情報
 - ◆「非識別加工情報」（行政機関個人情報法等）：個人情報
- } 内容は同じ（個人情報を同一基準で加工）
- ◆ 非識別加工情報（匿名加工情報）は行政機関等にとっては個人情報であるとの前提で規定している結果、行政機関等に適用される規律が一部不明確（例：自発的作成の可否、民間部門から取得した場合の扱い）

<対応の方向性>

1. 一元化の機会に、名称を「匿名加工情報」で統一する。

【理由】

- ① 同じ内容の情報が民間部門と公的部門とで異なる名称となることは、国民の目から見て極めて分かりにくい。
- ② 個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となるので、区別する理由がなくなる。

2. 一元化の機会に、匿名加工情報は行政機関等にとっても非個人情報であるとの前提で、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。

【具体的内容】

- ① 匿名加工情報の作成は、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 安全管理措置の一環としての匿名加工も当然に可能
- ② 匿名加工情報の取得も、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 匿名加工情報を取得した場合、民間部門に準じた安全管理措置義務・識別行為禁止義務を課す
- ③ 匿名加工情報の提供は、以下の場合に限り可能
 - ア 提案公募手続を経て契約を締結した者に提供する場合
 - イ 法令の規定に基づく場合
 - ウ 加工元の個人情報の提供が可能な場合

- ・ 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを整合的に処理する必要から、**一元化後も、情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持する。**
- ・ ただし、一元化後は、行政機関等による開示決定等の当否についても個人情報保護委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、**個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告**を行い得ることとする。
- ・ 個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議内容を踏まえ行われる必要があることから、**審議状況を必要な範囲で個人情報保護委員会と共有**するための仕組みを検討する。

